

【学習指導案について】

学習指導案を作成するに当たっては、児童生徒の興味・関心に沿った学習内容を、学校生活の流れの中で見通しをもって計画することが大切である。また、児童生徒一人一人の教育的ニーズに合わせた適切な指導内容を設定するには、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を基に、教材研究も含めて複数の担当者と話し合うことが望まれる。

I 特別支援学級（通級による指導）学習指導案の様式例

特別支援学級（通級による指導）における学習指導案について、固定された様式はなく、これはあくまでも例示である。よりよい児童生徒の活動を促すために、学習内容によって多様な書き方が考えられる。この例示を参考に、学校や学級、児童生徒の実状に応じて学習指導案の様式を決めていくと良い。

「知的障害」「自閉症・情緒障害」
などと明記

教科名等を記述

例) 国語科 学習指導案
生活単元学習 学習指導案
自立活動 学習指導案

(□□)○○特別支援学級(通級による指導) △△科学習指導案

指導者 ○○○○ (T1)

◇◇◇◇ (T2)

1 単元(題材)名

- ・単元(題材)名から学習活動をイメージしやすいように表現を工夫する。生活単元学習などの各教科等を合わせた指導では、児童生徒の主体的な活動が感じられ、しかも日常生活の中の活動を単元名にするなど児童生徒にとって見通しがもちやすく、分かりやすい名称が望ましい。

2 単元(題材)について

- ・「児童生徒観」や「単元(題材)観」、「指導観」を記述する。項目立てで分けても、まとめて記述しても良い。
- ・児童生徒観として、学級の実態や一人一人の児童生徒の実態(単元に関する興味・関心・意欲・態度、本単元に関わる学習の既習状況、生活経験や様子、課題等)について記述する。これまで取り組んできた学習内容との関連や児童生徒の様子等を踏まえて、単元(題材)を設定した理由や指導の方針等を記入する。単元(題材)設定の理由については、なぜこの学年のこの時期に指導内容として取り上げるのかという指導の必然的理由を明確にする。また、学習を通して育てたい児童生徒の自立に向けた能力(生きる力)を明らかにする。
- ・単元(題材)観として、単元(題材)の内容、ねらい、価値、学習指導要領の位置付け、これまで学習してきた単元(題材)間のつながりや次の単元への系統性・発展性等がわかるように記述する。
- ・指導観として、指導形態や指導方法の工夫、具体的な支援の手立て、教材教具の工夫、教師の願いや協体制などをできるだけ具体的に記述する。

3 単元(題材)の目標

- ・単元(題材)全体の目標を示す。単元全体の指導目標を明確にするとともに、本時の目標の位置付けが分かるようにする。
- ・指導の焦点化を図るために2～3項目に絞って示すことが望ましい。
- ・児童生徒の「主体的な学び」という観点から、文末は「～することができる。」と記載する。
- ・学習指導要領で、育成を目指す資質・能力の三つの柱に即して示された目標や内容、学習評価の観点を踏まえて設定する。

自立活動の内容は、6区分27項目で示されていることに留意する。

「～することができる。【知識及び技能】 【 】内には、育成を目指す資質・能力の三つの柱を記載する。

※自立活動では、【コ(5)】など、6区分27項目の中から取扱う内容を記載。

4 児童（生徒）の実態と個別目標

- ・実態は、単元（題材）を通して育てたい児童生徒の得意な部分や良さ、また配慮する必要がある課題等を記入する。
- ・個別目標は、「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づき、単元（題材）を通して児童生徒に期待する姿（到達目標）を具体的に記入する。

	児童（生徒）の実態	目 標
A	・単元（題材）を通して育てたい児童生徒の得意な部分や良さ、また配慮する必要がある課題等を記入する。	・単元（題材）を通して、何をどの程度ねらうのかを、左記の実態に基づき具体的に記入する。

5 指導計画（○時間扱い）

- ・単元（題材）全体の指導内容を小単元に区分したり、題材や教材のまとまりごとに分けけしたりして、総時間数を示すとともに、区分ごとの時間や日程等を示す。
- ・本時の指導が指導計画のどこに位置しているかを明確にする。

	月日	学習活動と内容	○支援、●評価の観点
第一 次	○/○	・児童生徒の学力や発達の状態に合わせて学習内容を計画する。	・学習内容に対する評価の観点（評価規準）を記入する。
第二 次	○/○ (本時)		

6 本時の指導

(1) 本時の全体目標

- ・本時の授業で、学級全体でねらいとすることを記述する。その際、児童生徒の実態を十分考慮し、単元全体の目標や本時の指導内容・活動に関連させて設定する。
- ・「単元（題材）の目標」と同様、「～することができる。」と記載する。

(2) 本時の個別目標

- ・個別の指導計画を基に一人一人実態にあった教科等の目標を記入する。

【個別目標：例1】

児童生徒	本時の個別目標	指導の手立て
A	・ 具体的な目標を記載する。 ・	・ 手立ては一人一人違う。
B	・ ・	・ ・

【個別目標：例2】

児童生徒	本時に関する実態	本時の個別目標	指導の手立て
A			
B			

(3) 本時の展開 (○/□)

【展開：例1】

時配	学習活動と内容	指導の手立てと支援内容（・指導上の留意点等、◎個別の支援 ●評価）	教材・教具資料等
	<ul style="list-style-type: none"> 学習場面における児童生徒の活動の様子がイメージできるように表記する。 学びの主体は児童生徒であり、児童生徒が自ら学び、自ら活動するように学習活動を組織する。 <p><導入></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の経験や既習の知識を理解したり、児童生徒の興味関心などを呼び起こしたりする学習の動機づけを工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ留意する事項を記載しておく（教師の助言、指導、指導上の留意点など）。 児童生徒一人一人の反応を予想し、指導の手立てや支援内容を個別に、具体的に記入する。 障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てについても記載する。 教材・教具や資料の扱い方について、具体的に記載する。 ITで指導する場合、それぞれの役割を明確にする。（誰がどのような助言、指導を行うのか、明確にしておくことが必要） ◎児童生徒の予想される動きから、必要と思われる個別の支援等について記載する。 	
	<p style="text-align: center;">* 学習問題</p>		
	<p><展開></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人が十分に思考し、自ら活動できるように工夫する。 <p><まとめ></p> <ul style="list-style-type: none"> 本時の学習の成果や課題を整理するよう工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全面や衛生面への配慮について、学習場面を想定し、具体的に記載する。 ●学習活動に対する評価を記入する。 	
	<p style="text-align: center;">* まとめ</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 本時の評価を行い、児童生徒一人一人が学びの達成感と自信がもてるように工夫する。 次時の予告を行い、次時への意欲をもてるようにする。 		

【展開：例2】

時配	学習活動と内容	指導の手立てと支援内容（指導上の留意点・評価）			教材教具・資料等
		A	B	C	
		<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒一人一人の反応を予想し、指導の手立てや支援内容を個別に、具体的に記入する。 			

- ・本時の展開は、個々の学習内容が分かりやすいように、書式を工夫して記載する。
- ・指導の手立てと支援内容（指導上の留意点）は、教職員が行うという点から、「～できるように～する。」と記載する。

(4) 板書計画

- ・1時間の学習の流れが分かるような板書を計画し記入する。

(5) 配置図 ※学習環境の設定ととらえて記載する。

- ・生活単元学習や作業学習などで、学習場所を示したり、用具・教具の位置を示したりする場合に記入する。
- ・教室を構造化し、座席・教材などを効果的に配置する。
- ・児童生徒の学習時間中の動線に注意する。

7 評価

- ・評価のための3つの観点（「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」）を示す。
- ・評価の方法には、観察、テスト等様々あり、何をもって評価するのかを明確にしておく。
- ・児童生徒の評価は、指導の評価につながることに留意する。
- ・適切な評価のために、児童生徒の学習状況を判断する際の目安となる評価規準を設定するなどして、授業における評価の場面や方法を工夫しながら、指導と評価を着実に実施する。

Ⅱ 通常の学級における学習指導案について

平成29年3月に告示された小学校及び中学校学習指導要領では、障害のある児童生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが明記されており、通常の学級においても、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要であることが示された。

これを踏まえ、各教科における障害のある児童生徒の指導に当たっては、個々の児童生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定さ、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することが、各教科等において示されている。

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提とし、各教科等の学習指導案を作成する際に、「本単元（題材）の学びの過程において考えられる困難さ」及び、「想定される困難さに対する指導の工夫、手立て」を明確にすることが重要である。学習指導案に記載する場合は、具体的には「単元（題材）について」及び「本時の展開」の部分等に明記することになる。

※千葉県教育委員会では、学習指導要領を踏まえ、千葉県版「学びの困難さに対する指導の手立て集」を作成しているので、参考にしてほしい。

(URL・・・<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/index.html>)

Ⅲ 学習指導案例

具体的な学習指導案例については、千葉県総合教育センターのホームページ「学習指導案等検索」を参照 (URL・・・<https://www.ice.or.jp/nc/shien/search/>)